

事 務 連 絡

平成23年4月27日

社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車交通局貨物課長

「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」での
トラックの運行について

平成23年4月22日、福島第一原子力発電所から半径20km以遠の周辺区域において、一部の区域を「計画的避難区域」、従来、屋内退避区域として設定されていた区域のうち、「計画的避難区域」に該当する区域以外の一部の区域を「緊急時避難準備区域」に設定されました。

これに伴い、今般、原子力災害本部原子力被災者生活支援チームより「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」でのトラックの運行に係る留意点について、別添のとおり通知がありましたので、傘下会員事業者へ周知するとともに、これに基づき、「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」における物資輸送について、その適切な実施に努められますようお願いいたします。

平成23年4月27日

国土交通省 自動車交通局旅客課、貨物課 担当官 殿

原子力災害対策本部
原子力被災者生活支援チーム

「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」等でのバス、タクシー、トラックの
運行について

4月22日、福島第一原子力発電所から半径20km以遠の周辺区域において、一部の区域を「計画的避難区域」、従来、屋内退避区域として設定されていた区域のうち、「計画的避難区域」に該当する区域以外の一部の区域を「緊急時避難準備区域」に設定いたしました。

「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」でのバス、タクシー、トラックの運行に係る留意点については下記のとおりですので、お知らせします。

記

1. 各区域の設定の基本的な考え方について

福島第一原子力発電所から半径20km以遠の周辺地域において、気象条件や地理的条件により、同原発から放出された放射性物質の累積が局所的に生じ、累積線量が高い地域が出ており、これら地域に居住し続けた場合には、積算線量がさらに高水準となるおそれがあることから、国際放射線防護委員会（ICRP）と国際原子力機関（IAEA）の緊急時被ばく状況における放射線防護の基準値（年間20～100ミリシーベルト）を考慮して、事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある区域を「計画的避難区域」とし、また、同原発の事故の状況がまだ安定せず緊急に対応することが求められる可能性があり得ることや屋内退避の現況を踏まえ、「計画的避難区域」に該当する区域以外を「緊急時避難準備区域」とすることとしております。

(1) 計画的避難区域

事故発生から1年間の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある区域（福島県葛尾村、浪江町、飯舘村、川俣町の一部、南相馬市の一部。）

(2) 緊急時避難準備区域

従前の屋内退避区域の内、「計画的避難区域」以外の区域（福島県広野町、楢葉町、川内村、田村市の一部、南相馬市の一部。）

2. 計画的避難区域、緊急時避難準備区域の入退域

緊急時避難準備区域への入退域は原則自由に行うことができます。また、計画的避難

区域への入退域については必要な入退域は認められます。

3. 計画的避難区域、緊急時避難準備区域の放射線による影響の状況について

計画的避難区域については、区域内において概ね1か月間程度、生活をしたとしても健康への問題はないとされています。

また、屋内退避指示が解除されたため、緊急時避難準備区域について、通常の生活をしていただいても健康上問題はないとされています。

なお、現在の計画的避難区域、緊急時避難準備区域内の線量は最大でも1時間あたり約0.0521ミリシーベルト(N083.4月25日11時24分時点 福島第一原子力発電所から北西約20km)となっており、参考までに計画的避難区域の設定にあたって用いた積算の線量20ミリシーベルトと比較した場合には、屋外の放射線を遮蔽しない環境に約13日間(20ミリシーベルト÷[1時間あたり約0.06ミリシーベルト(0.0521を保守的に評価)×24時間])連続で滞在することが必要となります。

また、日常生活で受ける放射線の量は、全身CTスキャンが6.9ミリシーベルト/1回、自然界から受ける放射線(日本)が2.4ミリシーベルト/1年間となり、体に受ける放射線量とすぐに現れる症状の関係では、100ミリシーベルト以下では臨床症状は確認されていません。

また、実際には更に車両内部にいる間は放射線がある程度遮蔽されることから、バス・タクシー、トラックの運行等の業務のみに従事するため、一時的に計画的避難区域や緊急時避難準備に入域する場合においては、放射線による影響は十分低く抑えられるため、健康影響を心配する必要はないと考えます。

4. スクリーニング実施の必要性について

計画的避難区域、緊急時避難準備区域の入退域に関し、スクリーニングを実施する必要はないと考えています。

5. 計画的避難区域でバス・タクシー、トラックを運行する際の留意点について

計画的避難区域で1か月程度、生活したとしても健康への問題はありますが、気になる場合は、次のような点にご留意いただきますようお願いいたします。

- ・移動時間や活動時間を可能な限り短縮するため、前もって業務内容等を把握しておく。
- ・車両のエアコンを使用する場合には内気循環とする。
- ・屋外で作業される場合は、マスクをし、肌を出さないように長袖の衣類、手袋及び帽子を着用する。
- ・なるべく雨に濡れないようにする。濡れた場合は、タオル等で濡れた部分を拭き取るか、着替える。
- ・帰宅時に手や顔を洗い、うがいをする。
- ・帰宅時に靴の泥をできるだけおとす。
- ・土ぼこりや砂ぼこりが多いときには窓を閉める。
- ・屋外でほこり等が多いところでの喫煙、飲食等を避けること。
- ・屋外に保管してあったもの(自転車、三輪車等)を運び出す際は、洗浄するか拭取

る。

6. 緊急時避難準備区域でバス・タクシー、トラックを運行する際の留意点について

緊急時避難準備区域について、通常の生活をしていただいても健康上問題はないとされています。

比較的線量の高い地域においては、気になる場合、外出をなるべく短時間にし、以下の点に注意することで、被ばくの更なる低減効果が期待できます。

- ・移動時間や活動時間を可能な限り短縮するため、前もって業務内容等を把握しておく。
- ・車両のエアコンを使用する場合には内気循環とする。
- ・外出時に通常の服装でかまいません。気になるようであれば、マスクをし、肌を出さないように長袖を着る。なお、風が強くて土ぼこりが多いような時の外出の際は、なるべくマスクを着用するとよい。
- ・なるべく雨に濡れないようにする。濡れた場合は、タオル等で濡れた部分を拭き取るか、着替える。
- ・屋外での活動後等には、手や顔を洗い、うがいをする。
- ・帰宅時に靴の泥をできるだけ落とす。
- ・土ぼこりや砂ぼこりが多いときには窓を閉める。